

さいたま市立小・中・中等教育（前期課程）・特別支援学校（小・中学部）在学児童生徒 保護者各位

**医療費助成制度（子育て支援医療、ひとり親家庭等医療、心身障害者医療）
とスポーツ振興センター災害共済給付制度の扱いについて**

さいたま市教育委員会

「学校管理下の災害」につきましては、市内すべての児童生徒（災害共済加入者）は原則として下記のとおり
の扱いをお願いいたします。

なお、医療費助成制度とスポーツ振興センター災害共済給付制度は、重複して給付を受けることが出来ません。

学校管理下の災害には、日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度を利用してください。

利用する際には、医療機関の窓口で「学校管理下の災害」であると申告をして医療費を窓口負担し、学校経由で申請書類を提出し、後日振興センターからの給付金（医療費の4割を給付※）を受け取っていただくことになります。

ただし、振興センター対象の災害と認定されない事があります。この場合は、医療機関で発行された領収書を添えて、各区役所保険年金課福祉医療係の窓口へ申請することにより、医療費助成制度から窓口負担分（保険診療分）の返還を受けることができます。そのため、領収書は必ず保管してください。

学校管理下の災害である旨の申告をせずに、医療費助成制度を利用した場合でも、日本スポーツ振興センター共済給付制度への申請をお願いします。

各診療月から2年以内であれば、振興センターの災害共済給付制度を申請することができますので、医療機関にて学校管理下の災害である旨の申告をし、申請のための書類（医療等の状況）の記入を依頼してください。

ただし、医療費の4割が給付されますので、実際負担していない3割分について市役所の年金医療課から市への返還依頼の通知が家庭へ直接届きます。

医療費助成制度を利用した場合でも、振興センターの制度のほうがより手厚い給付が受けられますので、振興センターへの申請をお願いします。

<給付比較表>

		日本スポーツ振興センター災害共済給付制度	医療費助成制度
医療費給付の内容	期間	初診から最長10年	お持ちの受給資格証の有効期限まで
	金額	通院	医療費の3割分
		入院	医療費の3割分
	入院時食事療養費	全額	なし
給付その他	死亡および障害見舞金	あり	なし
	保険適用外医療費	一部災害状況により保険点数に換算し給付	なし

◎高額療養費として健康保険等より返還される場合は自己負担限度額分+総医療費の1割

※重複支給の確認のため、お子様の振興センター災害共済給付の支給状況について、医療費助成制度担当部局と情報の収集又は提供を行うことがあります。

【お問合せ先】

各学校または、さいたま市教育委員会事務局健康教育課保健係 Tel 048-829-1678 Fax 048-829-1990